

東京都住宅供給公社リスク管理規程

令和4年2月16日
公社規程第4号

改正 令和 4年 3月28日 公社規程第12号(い)

(基本的考え方)

第1条 東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)は、リスクについて適正に把握し、その顕在化(以下「事故等」という。)の未然防止を図るとともに、事故等が発生した場合に損失等の最小化を図ることを目的として、リスク管理を行うものとする。

具体的なリスク管理は、内部統制や災害対策等の一環として行うものとし、リスクの内容により、本規程のほか関連規程等に基づき行うものとする。

(想定する主なリスク)

第2条 公社が管理すべき主なリスク(以下「リスク」という。)とは、事故等が発生した場合に、経済的、物理的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせ、経営や事業等に大きな影響を及ぼす要因をいう。公社において、想定する主なリスクは次の通りとし、必要に応じ随時見直すものとする。(い)

| 主に内部要因に起因するリスク | 主に外部要因に起因するリスク |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・経営戦略リスク・汚職等非違行為リスク・個人情報管理に係るリスク・コンプライアンスに係るリスク・工事事務など事故・事件リスク・組織・職員管理に係るリスク | <ul style="list-style-type: none">・自然災害リスク・サイバー攻撃などセキュリティに係るリスク・広範な感染症リスク・反社会的勢力等からの不法な攻撃リスク・社会経済状況等の変化に係るリスク |

(適用範囲)

第3条 本規程は、役員及び職員、業務職員、再雇用社員、契約社員、嘱託員、パートタイム社員、派遣社員その他当社の業務に従事する全ての者(以下「役職員等」という。)に適用する。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等の責務は、次の通りとする。

- (1) 役職員等は、業務執行などすべての行為にリスクが内在していることを常に意識したうえで、事故等の未然防止のために、法令、規程、要綱及び業務マニュアル等(以下「マニュアル等」という。)に従い、適切に事務等を行うものとする。
- (2) 事故等が発生した場合またはそのおそれがある場合には、別の定めがある場合を除き、本規程に従い迅速に対応するものとする。
- (3) 想定外の事故等が発生する場合もあり得ることから、その場合は、本規程に基づき、全社的な対応を行うものとする。

(リスク管理体制)

第5条 リスク管理体制は、次の通りとする。

- (1) リスク管理責任者は、理事長とする。
- (2) リスク管理責任者代理は、総務を担当する理事とし、リスク管理責任者の職務を補佐する。
- (3) リスク管理部門統括責任者は、総務部長とし、総務部監理・文書担当課長がリスク管理部門統括管理者としてリスク管理統括責任者を補佐する。
- (4) リスク管理部門責任者は、各部の長とし、各部における責任者としてリスク管理を推進する。

(5) リスク管理部門管理者は、各課及び窓口センターの長とし、各課及び窓口センターにおける責任者として、リスク管理を推進する。

(6) 前各項にかかわらず、役職員等は、それぞれの分掌事務についてリスク管理を行うものとする。
(事故等発生時の行動と役割)

第6条 事故等発生時の行動と役割は次の通りとする。

(1) 事故等が発生した場合またはそのおそれがある場合、役職員は、速やかに必要と認められる範囲内の初期対応を行う。

(2) (1) の初期対応とあわせて、役職員等は、別の定めがある場合を除き、速やかに自分の職位より上位の者に報告し、報告を受けた者は、必要に応じ第5に示す更に上位の者に報告する。

(3) (2) の報告は、役員や関係者等への緊急な報告が必要な場合、別に定める緊急連絡体制により報告を行うものとする。

(4) その後の事故等への処理については、業務マニュアル等及び職位上位者からの指示などに基づき迅速かつ適切に対応する。

(5) 役職員等は、当該事故等に関連する新たな事故等が予見される場合、速やかに拡大防止の措置を講ずる。

(緊急事態への対応)

第7条 大規模災害など全社的な対応が必要とされる場合（以下「緊急事態」という。）は、状況に応じ、理事長を責任者とする災害対策本部など緊急事態体制を設け対応するものとする。

(違反行為に対する処分等)

第8条 本規程に違反する行為は、内容等に応じ、会社の諸規程などに基づく処分等の対象となる。

(雑則)

第9条 リスク管理について、本規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則^(イ)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。